

7月24日～30日は**肝臓週間**です！

〈問い合わせ〉健康長寿課健康推進係 TEL 25-2115



肝臓には3つの働きがあります。

①栄養を蓄える ②解毒・分解 ③消化液を作る です。
生活習慣の乱れやウイルス感染により肝臓が痛んでも自覚症状がないため、気づいた時には手遅れになることもあります。

自覚症状がない肝臓の異変に気付くには、検査が重要です。
特定健診や肝炎検査を受けることで、肝臓の変化に気づき、
早期発見・早期治療をすることができます。



健診・検査を受けて、肝臓の調子確かめてみませんか？

検診で**無料の肝炎検査(B型・C型肝炎ウイルス)**が受けられます

○対象者：直方市に住民票があり、来年3月31日までに40・45・50・55
60・65・70歳に到達する人（40歳になる方には通知をお送りしてます）
※過去に検査・診断を受けたことがある人、すでに治療中の人は除く

直方市の健(検)診

健診項目

特定健診※・若年健診※・基本健診※・胃がん・肺がん
大腸がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん・肝炎検査
※血液検査にて肝機能(AST・ALT・γ-GTP)を調べることができます。

受診方法

①**集団健診**で受ける

申込方法：オンライン申請、電話、窓口
実施場所：ユメニティのおがた

集団健診のオンライン
申し込みはこちら



②**指定医療機関**で受ける

福岡ゆたか中央病院、直方病院では特定健診とがん検診を同時に受けられます。
申込方法：医療機関へ直接、お申し込みください。
実施場所：各指定医療機関

健診項目、料金等詳しくは
市のホームページへ



介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付書、通知書を郵送します

問い合わせ…保険課高齢者保険料係 (TEL 25-2116)

普通徴収

《納付書》

対象…納付書で納付する人

送付書類…通知書・納付書

納入方法…金融機関・コンビニエンスストア、paypay・LINE payでの納付

※毎週木曜日の窓口延長時は保険課窓口でも受け付け可能

納付は便利な口座振替で

納付書を使って納付している人は、ぜひ口座振替をご利用ください。

《口座振替》

対象…口座振替で納付する人

送付書類…通知書

納入方法…口座振替

《納付書、口座振替共通》

送付時期…7月中旬

納期限…7月～来年3月までの毎月末日(計9期)

※12月のみ25日、末日が土日祝日の場合は金融機関の翌営業日

※口座振替で納付する人には、来

年1月中旬に口座振替済通知書を送付予定

特別徴収

対象…年金から天引きで納付する人

送付書類…通知書

納入方法…年金天引き

送付時期…7月下旬

※後期高齢者医療保険料については、申請により特別徴収から口座振替に変更できます。

保険料の計算 (令和5年度)

保険料額 (年額)	=	均等割額 56,435円	+	所得割額 $\left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等} \\ -43万円 \\ \text{(基礎控除額)} \end{array} \right) \times \text{所得割率} \\ 10.54\%$
--------------	---	-----------------	---	--

※保険料は、年額66万円が上限です。 ※保険料は、福岡県内などの地域でも同じ基準で計算されます。
 ※基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

後期高齢者医療保険料の計算について

保険料は、世帯の状況と令和4年中の所得金額を基に計算を行い、決定しています。

※「世帯の状況」とは、令和5年4月1日時点の世帯(年度中に75歳になる人、県外から転入された人等はその時点の状況を基準にしています。

8月から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わります。

問い合わせ…保険課高齢者保険料係 (TEL 25-2116)

色は「うす緑色」になります

新しい被保険者証は、7月下旬に特定記録で郵送します。7月末までに被保険者証が届かない場合は、保険課高齢者保険料係へお問い合わせください。保険料の滞納がある場合は、通常より有効期限が短い被保険者証を窓口でお渡しすることがあります。

《自己負担割合をご確認ください》

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は1割、2割または3割となります。前年の所得や世帯構成などをもとに8月からの自己負担割合を判定します。自己負担割合が3割の人でも次の①または②に該当する場合は、申請すれば1割または2割の自己負担割合となります。

- ① 同じ世帯の被保険者が2人以上
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- ② 同じ世帯の被保険者が本人のみ
(ア) 本人の収入が383万円未満
(イ) 本人と同じ世帯の70歳～74歳までの人の収入の合計が520万円未満

《限度額適用(標準負担額減額)》

認定証が更新されます

現在の限度額適用(標準負担額減額) 認定証の有効期限は令和

5年7月31日です。すでにお持ちの人で、令和5年度も認定証を発行できる人には、令和5年8月1日からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。

限度額適用・標準負担額減額認定証とは

認定証を医療機関へ提示することで、入院・外来の医療費の自己負担限度額や、入院時の食事・居住費の負担が軽減されます。

対象…市民税が非課税の世帯に属する人

申請に必要なもの…被保険者証

※非課税証明書など収入額を証明するものや、入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

限度額適用認定証とは

認定証を医療機関へ提示することにより、入院・外来の医療費の自己負担が限度額までとなるものです。

対象…負担割合が3割の被保険者の中で、所得が一定額未満の人
申請に必要なもの…被保険者証